

第二百一回 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会会議録第九号

令和二年六月三日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月二日

辞任

宮崎 雅夫君

補欠選任

加田 裕之君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 信秋君

理事 德茂 雅之君

三木 亨君

山田 俊男君

伊藤 孝恵君

山本 香苗君

委員

尾辻 秀久君

太田 房江君

加田 裕之君

藤末 健三君

堀井 巖君

三原じゅん子君

山田 修路君

田村 まみ君

野田 国義君

羽田雄一郎君

福島みずほ君

宮沢 由佳君

森本 真治君

熊野 正士君

安江 伸夫君

松沢 成文君

柳ヶ瀬裕文君

大門実紀史君

浜田 聡君

衆議院議員

修正案提出者

穴見 陽一君

国務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))

衛藤 晟一君

副大臣

内閣府副大臣

大塚 拓君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

藤原 崇君

事務局側

常任委員会専門員

宮崎 一徳君

常任委員会専門員

佐藤 研資君

参考人

東京大学社会科学研究所教授

田中 亘君

全国消費者行政ウオッチャーズ事務局長

拝師 徳彦君

弁護士

濱田 正晴君

オリンパス株式会社人事部門

スーパーバイザー

最高裁勝訴内部通報訴訟経験者

本日の会議に付した案件

○公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(佐藤信秋君) ただいまから地方創生及び消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、宮崎雅夫君が委員を辞任され、その補欠として加田裕之君が選任されました。

○委員長(佐藤信秋君) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。衛藤内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(衛藤晟一君) ただいま議題となりました公益通報者保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

公益通報者保護法の制定後においても、消費者の安全、安心を損なう社会問題化する事業者の不祥事が明らかになっております。こうした国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令違反の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、事業者に対して公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備を義務付けるとともに、公益通報者及び通報対象事業者の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うなどの必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、通報者に対する不利益な取扱いを未然に防止するとともに内部通報に適切に対応できるようにするため、事業者に対して必要な体制の整備等を義務付け、その違反に対して行政措置を導入することとしています。また、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け、その違反に対して刑事罰を導入することとしています。

第二に、行政機関等への通報を行いやすくするため、権限を有する行政機関に対する通報の保護要件について、氏名等を記載した書面を提出する

場合を追加するとともに、被害の拡大の防止等に必要と認められる者に対する通報の保護要件について、財産に対する損害のある場合等を追加することとしています。また、公益通報に適切に対応できるようにするため、権限を有する行政機関に対して必要な体制の整備等を義務付けることとしています。

第三に、退職者や役員を保護の対象とする者に追加するとともに、行政罰の対象となる不正を保護の対象とする通報を追加することとしています。また、公益通報をした通報者に対して損害賠償を請求することができないこととしています。

なお、一部の附則規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(佐藤信秋君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員穴見陽一君から説明を聴取いたします。穴見陽一君。

○衆議院議員(穴見陽一君) 穴見陽一でございます。公益通報者保護法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

本修正は、政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの裁判手続における請求の取扱いを明記するものであります。これは、立証責任の転換に関する規定の創設も視野に入れて検討することを政府に義務付ける趣旨であります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(佐藤信秋君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

○委員長(佐藤信秋君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に東京大学社会科学研究所教授田中巨君、全国消費者行政ウォッチネットワーク事務局長・弁護士拝師徳彦君及びオリンパス株式会社人事部門スーパーバイザー・最高裁勝訴内部通報訴訟経験者濱田正晴君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤信秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤信秋君) 速記を起こしてください。

○委員長(佐藤信秋君) 公益通報者保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

本日は、本案の審査のため、三名の参考人から御意見を伺います。

この際、参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。まず、田中参考人、拝師参考人、濱田参考人の

順にお一人十五分以内で御意見を述べたいいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得ることとなっておりますので、御承知お願ひします。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず田中参考人からお願ひいたします。田中参考人。

○参考人(田中巨君) 東京大学社会科学研究所の田中巨と申します。

私は、商法、会社法を専門とする法学者であり、また、今回の法改正に向けた検討のため、平成二十八年に消費者庁に設置された公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループの委員として審議に参加いたしました。

本日は、このような経験に基づいて、公益通報者保護法の一部を改正する法律案について意見を述べさせていただきます。

平成十六年の公益通報者保護法制定から十五年がたちました。この間に、大企業を中心として相当数の事業者が内部通報制度を導入するなど、制度への理解は国民の間に徐々に浸透しつつあります。しかし、上場会社における大規模な会計不正に見られるように、通報制度が十分機能していれば防げたと思われる企業不祥事は、なお後を絶ちません。

また、消費者庁が平成二十八年に実施した労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査においても、回答者の半数近くは勤務先の不正を知った場合であっても通報相談はしないと答えており、さらに、現実には通報、相談をした経験のある回答者のうち約四割が何らかの不利な取扱いを受けたと回答しています。

公益通報者の保護によって適切な通報を促し、もって事業者による法令の遵守を図るといふ公益

通報者保護制度の目的を実現するには、制度の更なる改善強化を図る必要性は高いと考えます。

本法案による改正は、公益通報者保護制度を強化し、より使いやすいものにするものであり、誠に意義深いもののように思われます。とりわけ次の三点の改正が重要であると考えます。

第一に、改正法案は、一定の事業者に対し、公益通報に依り適切に対応するために必要な体制、いわゆる内部通報体制の整備を義務付けています。

現行法においても、会社法上の大会社は、会社の業務が適正に行われることを確保する体制、いわゆる内部統制システムの整備の決定をすべきものとされていますが、整備すべきシステムの内容の中に内部通報体制が含まれるかは解釈に委ねられており、必ずしも明確ではありませんでした。

今回の改正は、従業員数三百人超の事業者が内部通報体制の整備を義務付けた上、その実効性確保のための行政措置も導入します。また、従業員数三百人以下の事業者についても、努力義務として内部通報体制の整備を求めています。さらに、公益通報対応業務に従事する者の守秘義務をも明定しました。こうした改正により、労働者等が安心して内部通報を行うための環境整備が進むと期待されます。

第二に、改正法案は、公益通報が保護されるための要件を拡張し、公益通報を行いやすくしています。

特に、行政機関に対する通報、いわゆる行政通報については、現行法では、これが保護されるためとして信じるに足りる相当の理由があること、いわゆる真実相当性要件を必要としていました。しかし、改正法案ではこれを改め、通報者が、氏名、住所のほか、通報対象事実の内容及び通報の理由に関して記載した書面を提出した場合に保護されるものとしています。

真実相当性要件は、現行法上、名誉毀損の違法性が阻却されるための要件としても用いられてい

ますが、行政通報が事業者の名誉を直ちに毀損するとは言えません。むしろ、行政機関が法令違反の有無の調査も含めて適切な対応をするための端緒となるものであります。そのような通報が保護されるために真実相当性まで必要とするのはいささか厳格に過ぎ、公益通報をためらわせる要因になつていたように思われます。

改正法案が、行政通報について真実相当性を不要とし、氏名等を明示した書面による通報であれば足りるものとしたのは、公益通報者の保護を大幅に強化する画期的なものであると考えます。

第三に、改正法案は、保護対象となる公益通報者の範囲を拡大し、退職者や役員を保護対象に含めています。

労働者が在職中に法令違反の通報をすることはためらわれ、退職後に通報しようとする例は少なくないと言われます。また、会社の経営に従事する役員が重要な法令違反の事実を知る機会も多いことでしょう。これらの者をも保護の対象に含めることで公益通報がより促され、事業者による法令遵守が図られると期待されます。

以上のとおり、本法案は、公益通報者保護制度の強化のため、大きな前進であると考えます。本法案が成立し、早期に施行されることを望みたいと思ひます。

このように申し上げた上で、残りの時間では、法案の規定の中で、その解釈、適用に際し注意を要すると思われる点を指摘したいと思ひます。また、公益通報者保護制度の更なる強化のため、引き続き改正の検討をお願ひしたい点を幾つか申し上げます。

まず、規定の解釈、適用に際し注意を要する考えますのは役員保護要件に関するです。

改正法案六条二号、三号は、行政通報又は行政通報以外の外部通報を行った役員が保護されるための要件として、調査は正措置をとるよう努めたことを必要としています。これは、役員は法令遵守の義務を負い、また、会社の業務の適正を監視、監督する義務をも負っていますので、役員が

善良な管理者の注意を尽くしてそれらの職務を履行したことを保護の要件にしようという趣旨と解され、それ自体は合理的なものと思われず。

ただ、裁判所が本規定を解釈、適用する際には、役員が調査是正措置をとるよう努めたという要件を余り厳しく解した場合は、不当に役員保護範囲を狭めてしまう懸念があります。この点に関して申し上げたいのは、役員が法令違反の調査、是正のために会社内部でできることは限られている場合も少なくないだろうということです。

取締役会を設置する株式会社の場合、取締役は、取締役会の構成員としてその意思決定に参加することができるだけであり、取締役会から権限を与えられない限り会社の業務を執行することはできず、また、法令違反の有無を調査したり証拠を収集する権限も持っておりません。したがって、ある取締役が法令違反が行われている疑いがあるとして取締役会で法令違反の調査あるいは是正を求めたとしても、それはないと多数決で否決されたら、もはや会社内部でできることは残っていないこととなります。

これに対し、監査役は、法律上は単独で業務の調査や是正の権限を持っていますが、これとて、経営者が監査役のために応じなければ、監査役が権限を行使するには裁判に訴える以外にはありません。裁判すれば事は公となり、会社内部で処理するということはもはやできません。

このように、役員といえども、他の役員多数の支持を得られない状況では、会社内部で調査是正措置をとるといっても、できることは極めて限られています。そのような状況下では、外部への通報、殊に監督権限を持つ行政機関への通報が法令違反を最も迅速かつ実効的に是正する手段であると言える場合も少なくないものと思われず。

そのような場合に、裁判所が、役員が調査是正措置をとるよう努めたかどうかを厳しく検討し、それが無いという理由で行政通報は保護されないということになりますと、法令違反を是正す

る実効的な手段を役員から奪ってしまうことになりかねません。また、役員ぐるみで法令違反が行われているような事案で、一人声を上げた役員のみが不利益を被るといった不公平な事態の発生も懸念されます。

こうした事態を招かないためには、改正法案六条二号、三号に言う調査是正措置とは、具体的状況下において、通常の役員であればとることが合理的に期待できるような措置に限られるというように解釈する必要があります。これは、裁判所が法規定を合理的に解釈することにより対応できると思いますが、例えば消費者庁が規定の解釈について見解を示す際にも、役員に無理を強いることのないよう御留意いただきたいと存じます。

次に、今回の法案では改正事項とされていない事項の中で、公益通報者保護制度の更なる改善強化を図るため、改正に向け積極的な御検討をいただきたい事項がありますので、それについて申し上げます。

一つは、通報対象事実の範囲についてです。現行の公益通報者保護法は、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律の中で、特に同法が別表で列挙するものに規定する罪の犯罪行為の事実のみが通報対象事実とされています。改正法案では、通報対象事実を行政罰、過料の対象事実にも広げていますが、法令違反を限定列挙するという方式は変わっていません。

しかし、およそ法律によってある行為を罰すべきものとしているのは、国民の重要な利益の保護のためにそれが必要であるからこそそうしているはずで、限定列挙方式を改め、罰則の対象となる行為の事実が全て通報対象事実とすることが、事業者による法令の規定の遵守を図るという法の目的に最もかなうように思われます。

第二に、公益通報者に対し不利益な取扱いをした事業者に対して、行政措置等の適切なサンクション、制裁の措置を設けることを引き続き御検討いただきたいと存じます。

現行法では、不利益取扱いを受けた通報者は、

自ら是正を求め、事業者が応じない場合には裁判を提起し、公益通報による不利益取扱いを受けたことを主張、立証して初めて救済を受けられるにすぎません。しかも、不利益取扱いが認められた場合も、事業者は通報者を不利益取扱いの前の状態に回復することが求められるだけであり、それ以上の制裁は科されません。これでは、不利益取扱いに対する十分な抑止効果が働かないという懸念があります。

公益通報を促し、事業者による法令遵守を図るため、不利益取扱いに対する適切なサンクションを設けることを御検討いただきたいと存じます。とりわけ、公益通報者保護専門調査会が提案している行政措置、特に不利益取扱いに対する勧告、公表の制度は検討に値すると存じます。

以上の二点は今回の法改正案にこそ盛り込まれていませんが、法案の附則五条では、法律の施行後三年をめどとして、公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方を含め新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。

また、衆議院におかれましては、附則第五条の検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを含めた適切な措置を講ずることを政府に求める附帯決議がされたことと承知していただきます。

今後、政府そして国会において適切な検討が行われ、公益通報制度が一層使いやすいものとなり、ひいては事業者の法令遵守が図られることを通じ、国民の生命、身体、財産その他の利益がより良く保護されるようになることを願ってやみません。

以上で意見を終わります。  
○委員長(佐藤信秋君) ありがとうございます。次に、拝師参考人をお願いいたします。拝師参

考人。

○参考人(拝師徳彦君) 全国消費者行政ウオッチねっとという消費者団体の事務局長をしております弁護士と申します。

今日は、貴重な発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私からは、消費者行政や消費者関連法について消費者の視点からウオッチするという活動を行ってきた立場から、また法律家である弁護士の立場から、本改正法案に対する評価、そして要望を申し上げます。

なお、衆議院の委員会審議におきまして、参考人としての発言に代えて意見書を提出させていただきました。一枚物で机上にあるかと思いますが、以下、衆議院意見書と呼ばせていただきますが、こちらと若干重複する点もあるかと思いますが、御容赦いただければと思います。

まず、本改正法案の全体評価について申し上げます。現行法は、民事ルールのみによる通報者保護を中心とし、内部通報優先という立て付けだったために十分に機能せず、様々な企業不祥事を防ぐことができなかったのではないかと思います。

これに対し、本改正法案は、公益通報対応業務従事者に対する刑事罰付き守秘義務や、事業者に対する内部通報体制整備義務の導入によって、言わば当事者に任せきりだった通報者保護に国が積極的に関与するという大きな方向転換を図っており、通報者保護に向けた一歩を踏み出すものとして評価しております。

また、内部通報と行政通報の保護要件をかなりフラットな形にして、いわゆる制度間競争が機能するような仕組みを導入しております。これによつて企業がこれまで以上に内部通報体制の信頼性を高める努力をすることが期待できるのであり、この点も大きな改善点ではないかと思っております。

さきに提出させていただいた衆議院意見書では、不祥事に関する情報を透明化することで不祥

事を予防、是正するという視点が重要である旨記載させていただきました。本改正法案が適切に運用されることで情報の透明度が今まで以上に高まっていくのではないかと期待しているところであります。

もちろん、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置、刑事罰の導入が見送られるなど、重要な課題が先送りにされたということは大変残念ですが、施行から十四年間、抜本的な改正が行われなかった本法が大きく変わっていく第一歩ですので、是非国会で成立させていただきたいというふうに思います。

次に、本改正法案の施行、運用に当たつての課題について申し上げます。

本改正法案の一番の目玉は、やはり第十二条において公益通報対応業務従事者に守秘義務を課し、これに違反した場合には罰則を科すとした点ではないかと思えます。これによって、通報者が最も心配する通報者の氏名等の漏えいが一定程度防止できることとなります。

もともと、懸念事項としては、守秘義務を解除する正当な理由の内容いかんでは守秘義務が骨抜きになりかねず、通報者が安心して通報することができなくなるのではないかとことです。例えば、通報に係る法令違反等について調査の必要があるという理由で守秘義務が解除されるということになれば、通報者としては安心して通報することはできません。他方で、せっかく通報してもらった法令違反等の事実については、きちんと調査して是正、予防につなげていかなければならぬ。

このように、正当な理由の解釈は、通報者の安心確保の要請と、不祥事の調査、是正の要請という一見すると対立する二つの要請の兼ね合いがあるため、どこで線を引くのか悩ましいところだと思えます。しかしながら、やはり通報者が怖がって通報できないということであればそもそも調査も始まらないわけですので、通報者の安心確保を第一に考えるべきだと思います。

したがって、改正法第十二条の正当な理由は、書面による真意に基づく本人の同意がある場合等極めて限定的な場合に限る必要があると思えます。この同意についても、事業者側からの働きかけによる場合は、労働者と事業者とのパワーバランスから考えて、真意かどうか疑義を生じることになりますので、あくまで本人が自発的に申し出て同意に至つた場合に限定すべきであろうというふうに思っております。

それでは調査ができなくなってしまうのではないかと御指摘もあるかもしれませんが、例えば、マスコミが調査報道のための取材を行う場合には、通報に関する部署とは違う部署から調査をする等の工夫をされていると聞いたことがあります。現行の民間事業者向けガイドラインにも様々な工夫が記載されています。こうした調査における工夫を調査手法事例集のようなものを作って集積し、担当者向けの研修で伝授する等の方策を講じていくことにより調査スキルをブラッシュアップしていく、これによって守秘義務の遵守と的確な調査とが両立できていくのではないかと考えております。

また、公益通報対応業務従事者の範囲をなるべく限定的にしてほしいとの意見もあるようですが、あらかじめ定められた担当者に守秘義務を課すことはもちろんですが、ケースによっては、あらかじめ定められていた担当者以外の従業員、役員等にも調査、是正をお願いしなくてはならないこともあると思えます。その場合には、例えば、通報窓口の責任者が必要に応じて公益通報対応業務従事者の追加選任をできるような仕組みにしておくなど、漏れなく守秘義務が掛かるようにするべきだというふうに考えます。

次に、内部通報体制整備義務について申し上げます。同義務は、これまで民民に任せきりだった公益通報者保護の分野に行政がしっかりと関与していく足掛かりとして極めて重要な制度だというふうに思っています。

問題はその内容でして、形だけヘルプラインがあればいいということではなくて、従業員から信頼され、ちゅうちょなく利用されるものにしなくてはならない。これを担保するような具体的内容を指針で定めていく必要があると思えます。

特に強調したいのは、内部通報体制に関するデータや事案の内容を記録、保管すべきことをきちんと指針の中に規定して義務付けてほしいということです。民間事業者向けガイドラインにも評価・改善等という独立した項目がありますし、恐らく大企業のヘルプライン等では、既にある程度こうした情報を記録、保管しているのではないかと思いますので、そういった実態も踏まえて検討をしていただきたいというふうに思います。

その際大切なのは、我が国の企業全体の内部通報制度がどの程度機能しているのかといった、次の制度改正を見据えた立法事実の把握という観点、さらには、当該企業の情報の透明化度を含めたガバナンスリスクを客観的に把握するという投資家的な視点を踏まえながら、具体的な記録、保管の対象を定めていただきたいと思えます。

以上は、本改正法案の施行、運用に関する意見ですが、以下、今回の改正法案で盛り込まれなかった課題について触れさせていただきます。

先ほど刑事罰付きの守秘義務の話をしました。が、刑事罰付きの守秘義務を入れたからといって、それだけで一〇〇%完璧に通報者の氏名等の漏えいが防げるわけではありませぬ。例えば過失による漏えいもあり得ますし、担当者からの漏えいだけでなく、事業者内で特定の情報を知っている人間が限られていれば、おのずと誰が通報したか推測できてしまうということもあるかと思えます。だからこそ、不利益取扱いを行った事業者に対する行政措置、刑事罰の導入が重要だということです。次回の改正の際の最大の課題になっているわけです。

今回不利益取扱いに対する行政措置の導入を見送つた理由として、政府は行政側のマンパワーの不足を挙げています。消費者庁創設の消費者運動

に関わつた一人として残念でありませんが、まずは、内部通報体制整備に関する行政チェックを十分担える人材の確保、育成を行った上で、次の改正までに人的体制を大幅に強化していくことが現実的なのではないかと思えます。

また、衆議院意見書でも触れたように、外部の人材を活用して、調査チームを個別につくって調査を委嘱するような制度的工夫もされてはどうかと思えます。

なお、衆議院の附帯決議第八項では、附則第五条について、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置の導入について検討を加える旨の文言を盛り込んでいただいております。できれば、直罰規定を含む刑事罰の導入も検討対象であることを明示していただけると有り難いというふうに思っております。

次に、立証責任の転換について簡単に触れさせていただきます。

衆議院の審議で提出された修正案において、附則第五条に基づく三年後見直しの対象に、裁判手続における請求の取扱いという形で、立証責任の転換に関する規定の創設についても見直しの対象に入れるんだということを追加していただきました。

この立証責任の転換は、実際に不利益取扱いが発生してしまった場合の通報者側の訴訟負担の軽減にもつながりますし、民事訴訟以外の紛争解決手続、例えば労働審判や弁護士会のADR等においても早期紛争解決等の好影響を与えることになると思っています。是非導入に向けた積極的な議論をお願いしたいと思います。

次に、資料の収集行為の免責ルールの法定について申し上げます。

本改正法案によって行政通報のハードルが極めて低くなることは、内部通報優先の仕組みを改め、企業の自動努力を更に促進するという点で大変重要なポイントだと思っておりますが、結果的に行政への通報が不祥事の予防、是正につながらなければ意味がありませんし、この場合、むしろ



名前とか内容を皆さんに開示したと、関係者に開示したということで正当化している。しかし、翌日、濱田様との機密保持の約束を守らず大変失礼いたしましたと、要するに御容赦くださいと謝っている。これは過失なのか故意だったのか、書いているのか、今でもいろんな問合せがありますけど、はつきり言っただけ分りません。だからこそ、さつき言った課題が残っている。

それで、さらに裁判資料。ここに載っていますのは、これは、私の主張をここで取り上げてもしようがないので、当時の会社側の、一番で私が敗訴したときの会社側の主張。これはやはり、私は客観的に物事は見ますので、労働者側、経営者側、コンプライアンスの担当者側、全ての立場で考えたときに、やはり、今から思うと、ここに書いてある弁護士、会社側の弁護士の言っていることは法的には正しいんですね。要は、ガイドラインなんて法的拘束力はないと。しかし、やっぱり志ある方々は一生懸命ガイドラインを整備して作っている。

そういう中において、企業の裁量権、これがあからというところで、これ、内部通報したときの配転命令というのは、やはり解雇とかすると露骨ですから、配転命令というやっぱり企業の裁量権、このところでもやっぱり裁判になると闘ってくる。

それで、個人情報保護法。これ、私もその当時、今は大分知識ありますけど、分かりませんでしたから、これも関係ないと。もう取り付く島がないということで、ここでお出ししたのは、裁判になるとこういう事態に配転命令の報復はなりませぬという意味で、当日配付資料として出させていたでいておきます。

それで、全て私の主張は失当であると。そういうことで、これはやっぱり一番ではこれが認められましたが、高裁でこれは違うと、無断漏えいであると。ということで、最高裁においても認められて私が勝訴したという経緯ではありません。ということで、この部分において、やっぱり裁

判、これを前提の法律、これも一回言わなければいけないと思っています。これは駄目。そこから脱するためには、やはり企業に対しての罰則と、行政罰というところを、そこにやっぱり三年後、今直ちに全ては無理としても、三年後にはやっぱりやっていかなければいけないというふう

に思っています。次に、問題、公益通報者になれない。そもそもこの法律の入口ができないんですね。要するに、さつき、ここにある会社側の弁護士書いていますように、犯罪行為の事実、これをいう。法律名、じゃ駄目。

例えば、内部通報だと、こういったことが起ころうとしていますというところで、いや、私は予言者じゃないですよ。要するに、例えばここで、路上でいろいろと棒を振り回している人がいる。だけど、これは何か、何とかの法律には該当するんじゃないかと思っ、これはこの次にどういう行動、犯罪行為をするかを予言して言わないといけない、じゃないと公益通報者になれない

というところは、罰則を付けても何をしても、そもそも論として公益通報者になれないんですから。このことは、いわゆる内部通報とか、いわゆる思料すればいい、将来まさに起ころうとするのと、ここはやっぱり弁護士の先生方でもこれは難しい、人類として不可能だ、これを要求しているというところで、入口のところのいわゆる公益通報の定義、これ自体がやっぱり大きな課題で残っていると思います。

三番目、相変わらず不利益通報者の裁判、これに対してのやっぱりガイドラインということの非常に法的拘束力のなさ。これから発する企業の裁量権の判例ですね、東亜ベイント最高裁判例、このところが大きく立ち上がる、要するに企業の裁量権ということ。

ですから、民事訴訟においての、私が言うのは、やっぱり配転というところが、いろんな例えば企業でも、いわゆる役所でも、いろんなところに勤めていると、自分が命を賭けてやってきた仕

事を取られる。同僚といわゆる隔離状態に、組織的な隔離になり、例えば私の場合、部長長きというところで、一人で新規事業創生探索活動、こういったようなところというのは、やっぱりこの東亜ベイント最高裁判例のところのペール、ここに立ち向かうというのは、業務上の必要性、あとは不当な動機、これをこちらが立証しなければいけない。それはどうやって立証、私ができただか。今でも、やはり弁護士の、私の二審の弁護士の皆様の力が大きかったと思うんですけど、そういった部分においては、やはりこの判例というのは十分頭に置いて法律の改正及び三年後の見直しに進んでいかなければいけないと思います。

それと、あと、やっぱり私が思うのは、さつき言ったように、私の立場、要するに、私は勤務して今は人事の方、部門にいますけど、やはりこの法律がしつかりしないと、通報する側も、さつきも申し上げたように、コンプライアンスで働く人たちも、いわゆる企業の経営者も、私の裁判でもういわゆる浮き彫りにしたように、みんな関係者が不幸になる。要するに、オリンピックという会社は、皆さん真面目でいい人がやっぱり大変多い会社なんです。ところが、この法律でこういう形

の不備が浮き彫りになると、やはりみんなが苦しむ結果になるということで、いろんな企業、役所で、私のような目とか、今度は私の加害者になった人の立場とか、そういったことを一切なくするような法律にしてほしい。その辺は、私

が今の立場では具体的に言えるのはなかなかこの時間では限界がありますので、そこら辺は課題として考えていただきたいと思います。あと、やっぱり思うのは、学生さんたちですね、要するに大学生とかこれから企業人になる人たちでもやっぱり分かりやすい法律、そういうふうにしていただきたい。ですから、事前配付資料で、「機械設計」の四月号、ここで、「良い仕事」ということで、これは非常にいいことを書かれているなと思ったので今回の資料にさせていただきました。

要するに、我々ビジネスマン、今働いている方々だけじゃなくて、学生のときからこの法律はやっぱり勉強しなければ、特に技術者、私は機械工学科ですから、技術系に関わる人はやはりこういう法律を事前にしっかりと勉強しておかないと、急に対峙しようと思っても無理だということなので出させていただいております。

そういう意味からしても、やっぱり、何と云いますか、通報対象事実、通報対象事実の範囲、これが公益通報者保護法と、例えばオリンピックだけではありませんけど、いろんな企業の通報対象事実とのやっぱりギャップがかいんですね。やっぱり企業においては、通報対象事実、これは何かおかしいぞと思うこと、そういったことも通報対象事実なんですよ。だけれども、そこでコン

プライアンスという言葉だけが先行して、公益通報者保護法というところの意味合いの説明が、やっぱりコンプライアンスの担当者も含めて非常に難しいというのが、アンタツチャブルみたいでできていないというのが、これからの法律が成立したら、やっぱりガイドラインを無にするということでもなく、無にしてはいけない。さらに、やっぱり企業等のコンプライアンス、こういったところに、コンプライアンス室、ヘルプ

ラインの窓口の方々にしつかりとPRする。私も定年になって、この後、再雇用でもやりませぬけど、私は、各企業、オリンピック以外の企業に、この法律が成立したらやっぱりPRしていきたいというふうに思っていますので、そういうことで、私は今回の法改正は第一歩、大きな前進として評価します。

そういうことで、私からの陳述は以上です。ありがとうございます。○委員長(佐藤信秋君) ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。なお、質疑及び答弁は着席のまま結構でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○徳茂雅之君 自由民主党の徳茂雅之でございます。まず、三名の参考人の方には、緊急事態宣言は解除されましたけれども、今なお新型コロナウイルスの対応ということで厳しい中、今回は国会にお越しいただき、また貴重な意見陳述を頂戴しました。改めまして御礼申し上げます。

また、それぞれ、今回の法案作成も含めていろんなところで公益通報者保護制度に関して関わってこられた田中参考人、拝師参考人、そしてまた、オリンパスの訴訟ということで長い間裁判経験された濱田参考人、大変ありがとうございます。

御存じのとおり、本法、現行法は、平成十八年に施行されてから十四年間、実質的な改正がなされてきていません。それまでの間、いろんな場面でその見直しについてのいろんな面の検討もされ、先ほど申し上げたとおり、田中参考人あるいは拝師参考人におかれましては、実効性向上検討会等、あるいはワーキングチームの中で本當にいろんな面での貴重な意見も頂戴しています。

一昨年の十二月に、消費者委員会から、の専門委員会の答申ということで、政府が今回の公益通報者保護法の見直しについての提言を受けたわけです。

私、自民党でありますけれども、今日おいでの方の太田先生とともに、自民党の消費者問題調査会の下にワーキングチーム、プロジェクトチームをつくりまして、昨年十一月から、これ多くの利害関係者の方も含めて計八回、ヒアリングもやり、その中では、今日消費者庁も来ておりますけれども、厚労省も含めて、本當にかんかんがくがくといひますか、厳しい協議、意見の言い合いもしながら、この法律の作成についても私自身も関わらせていただきました。

そのような経験から、今日は、三名の参考人の本當に貴重な意見陳述について、まず厚く御礼申し上げますというふうに思います。

それぞれの立場で御意見頂戴したわけでありまして、今、一昨年の消費者委員会のその報告書をベースに党内でももちろん議論もさせていただきましたけれども、幾つかコメントもございました。今回の法律については、十分評価をいただいているところもあれば、まだまだ過不足といひますか、不足している点もあるということでございます。

まず、三名の参考人に、その意見陳述の中にもありましたけれども、改めまして、今回の改正内容に対する評価について、それぞれの立場で改めて御意見があればお聞かせいただきたい、このように思います。

○委員長(佐藤信秋君) それでは、田中参考人、お願いします。

○参考人(田中巨君) ありがとうございます。

今回の改正に関しましては、私は大きな前進であると受け止めております。特に、内部通報体制の整備、守秘義務の明定、行政通報についての保護要件の大幅な拡充、退職者、役員も保護範囲に含めるといった点で大きな前進が見られたと思います。

その上で、法案附則にも明記されていますように、今後三年間で必要な検討を行い、特に行政の体制の、人的体制の整備も含めて検討を行っていただいて、そして、とりわけ不利益取扱いを行う事業者に対する適切なサンクションということについては是非御検討をお願いしたいと思います。

○委員長(佐藤信秋君) 次に、拝師参考人。

○参考人(拝師徳彦君) 今回の改正内容に対する評価ということでございますけれども、この法案が公表されて、いろんな議員の方々、あるいは政党の方々とお話をさせていただいて、端的にこの法案、合格点なのかどうか、どうでしょうというふうに聞かれました。私の方は、悩みましたが、ぎりぎり合格点というふうに申し上げます。

ぎりぎり申し上げますのは、やはり先ほど

申し上げた不利益取扱いがなされた場合に対する行政措置というのが抜け落ちてしまつて、先ほど濱田さんがお話しされたような、やっぱりまだ裁判で解決しなくてはいけないという課題が大きく残っているという点では非常に残念なところなんです。他方で、先ほど私が申し上げたように、今まで、裁判やらなきや被害回復できないということもそうですが、ほとんど行政、国がタッチしない、そういう法律だったものに對して、行政がかなり関与するような立って付けたらいいと思います。内部通報体制整備義務もそうですし、やはり大きいのは、守秘義務について刑事罰付きで課していくという立って付け、これは消費者委員会の答申を越える内容になっておまして、自民党のPTの皆さん、先生方も頑張られたと思いますけれども、やはりこの部分は大きかったかなというふうにも思っております。そこで何とか合格というふうに考えております。

○参考人(濱田正晴君) 濱田です。

私としては、いろんな日本の文化とか様々な点を考慮し、日本の会議の難しさとか調整の難しさを勘案すると九十八点。その九十八点というのは今の勘案しての話ですから、それを勘案しなければ六十点と、まあ可と、こういうこととございますので、皆さんの努力が三十八点を獲得しているというふうな形で私は考えています。

それで、やっぱりポイントとして、評価点のところとしては、話題になってくる立証ですね。やっぱりこのところが、企業側か通報者側かというところ、ここ大変難しい部分だと思っております。これ、企業側に立証させたいのか、労働者側か、これは、私は今の時点でやっぱり言明はできない。だから、ここはやはり引き続き課題として検討を継続して、三年目の見直しのところはクリアな方針を示していただければなと思ひます。

もう一つは、やはり、私、裁判ずつとやってきましたけど、結局、民事裁判前提でも、裁判に

よつて和解しても、事前の配付資料で配つているように、やはり当時、通報するとデマが流れるところ、そういう事態で、勝つて、それで同僚とまた一緒に協働して仕事をしようとしても、そこを解消しなければやっぱり難しいところがある。で、やっぱり裁判で解決付けない。要するに、民事訴訟の限界というのを私が示したという意味で、やっぱりさつき申し上げたことに戻っていくと、問題点が戻っていくということでございます。

私からは以上の評価とさせていただきます。

○徳茂雅之君 率直な御評価ありがとうございます。続いて、田中参考人にお伺いしたいと思います。

内部統制、ガバナンスの関係で、今回の公益通報者保護法についてお尋ねしたいと思います。

公益通報者保護法というのは、まさに公益を確保する目的でということでありますが、一方、企業、個別の企業にとつてみれば、例えば虚偽だとか、あるいは過失による内部通報があつて、企業が場合によっては倒産するケースもあり得ます。そのような場合には、例えば働く従業員も失業するというところで、常に、公益全体の利益なのか、あるいは個別の企業の利益なのかということのバランスの問題が出てくるかというふうに思っております。

東京証券取引所では、コーポレートガバナンス・コードを公表されておまして、その中には、これ上場企業ということでありまして、けれども、内部統制システム、体制整備というのがうたわれており、さらに情報提供者の保護、あるいは不利益取扱いの禁止というふうな規定もございませう。このようなバランスについてどのように考えたいのか、参考人の御所見をお尋ねしたいと思います。

○参考人(田中巨君) ありがとうございます。

御質問にもございましたように、会社法上、取

締役は法令の遵守義務を負っており、そして特に大会社、会社法に言うような大会社においては、法令遵守その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備の決定を行うことが義務付けられています。この体制の内容については法令でそれほど細かく規定されているわけではなく、会社の裁量が大きいわけであります。現実的には、上場企業を始めとして、少なくとも大企業については、法令遵守を確保するための体制として内部通報体制を整備してきていると思います。

バランスというのは非常に難しい問題ですけれども、一般的に言えば、法令の遵守ということでは会社の利益に優先するものでありまして、企業は、法令を違反したということについて隠す正當な利益は持っていない。したがって、内部通報体制が法令違反を隠して内々に事を処理するような形で運営されることはあってはならないと思います。

企業の評判の低下とか、場合によっては倒産するということもあり得るわけですが、それは、やはり真実でない通報といえますか、実際には行っていないことについてまで虚偽、真実でない通報が行われるということによって企業に不利益が及ぶということは防がなければならぬわけで、その点において、企業が通報について適切に調査することが必要であります。

しかし一方で、真実が違法なものであったときに、それを隠すことはあってはならないということでありまして。この点は、企業のマンパワーとか財政的な体制によって、余り過剰な要求をすることはできないかもしれませんけれども、できるだけ外部者の目を利かせるということですね。弁護士その他外部の専門家の判断をどこかの時点で仰げるような体制をつくっておくことで、企業が自社の短期的な利益に偏った判断をするということができるだけ防ぐことが重要だと考えております。

以上です。  
○徳茂雅之君 ありがとうございます。

続いて、弁護士参考人にお尋ねしたいと思えます。

参考人、弁護士業務を実施されているということでありまして、恐らくこれまでも多くの相談を受けられたというふうな思っております。今回、弁護士実務面で、この改正が現行法で何か改善される見通しがあるのかどうか。弁護士実務として何か期待されることがあるのであれば、お教えいただきたいと思えます。

○参考人(律師徳彦君) この公益通報者保護法関係ということに限って言うと、実際に本法に関係しそうな事件として受任したのは三件程度、そして、関係しそうな相談を受けたけれども受任に至らなかつたものというのは十件以上あるだろうというふうな思っております。

問題は、やはりその後者の、相談されたけれども受任に至らなかつた案件です。中には、非常に我々がみんな知っているような大企業についての不祥事についての情報を抱えていらつしやる相談者の方もいらつしやいました。何とかしようということでも相談されるわけですが、現行法では、弁護士の立場ではとても、それでは勇気を持って頑張つて通報しましょうというふうな後押しすることはできません。やはり、もし通報した場合にどうなるか、不利益取扱いを受ける可能性がありまして、そして、仮にそういう不利益取扱いを受けた場合には、こちらから裁判を起すこと、それが違法、無効であることについて主張を立証しなくてはいいけませんよと。ですから、そういう訴訟のリスク、不利益取扱いを受けるリスク、もちろん、訴訟をやつたからといって手持ちの証拠で完全に勝るといふ保証はどこにもない、むしろ企業の方が多くの情報を持っていて有利である、そういうことを説明せざるを得ないわけですね。ですから、そういうこちらからの法的なアドバイスをする通報を断念される、そういうケースが多々あつたというふうな認識をしております。

今回の改正法でそれが、じゃ、がらつと変わつて、じゃ、分かりました、頑張つて一緒にやりましょうという状況になるかという、決してそうではないだろうというふうな思っております。例えば、立証責任の転換規定が見送られる、それから証拠資料の持ち出しの免責ルールも明文化が見送られておりますので、がらつとは変わらない。ただ、先ほどから申し上げているような、例えば通報した場合に氏名等が漏れいするおそれというのは従来よりはかなり安心してできるんじゃないかと。

それから、内部通報体制整備義務の一環として、多くの企業が内部規程で不利益取扱いの禁止というものを入れてくるだろうというふうな思っております。その場合には、そういうものを引用しながら、かなり今まではリスクは低くはなつています、ただしリスクはゼロではありません。そういう形で、一歩は踏み込んだ相談はできますが、それがどうなつていくのか、またちよつとその内部通報体制整備義務の指針の自身等にもよるかと思ひますが、そういう悩ましい状況は引き続き続くのかなとは思っております。

○徳茂雅之君 時間が参りましたので、終わります。

○伊藤孝恵君 三人の参考人の皆様、本日は本当にありがとうございます。

まず、田中参考人に伺います。今回、通報対象事実の拡大に係る限定列挙、別表の削除に先ほど言及いただきました。まさに本質だと思ひます。公益通報者に当たるかどうか、普通に働く者が判断するのは不可能です。そういった部分で本質に切り込んでいただいたんです。が、今回の改正案では、犯罪行為など刑罰で担保されるものに加え、過料により担保される法令違反行為を導入したこと、これは一歩前進だと思ひます。

しかし一方で、この刑罰、行政措置の規定のない法律、例えば公文書管理法というのは、今も別表及び別表八に係る政令で定める四百七十の法律の中には含まれておりませんし、改正後も対象外

となると承知しています。

しかし、行政内で、もし文書改ざんとか隠蔽とか破棄、虚偽答弁などが行われているのであれば、その事実を明らかにして、その明らかにした者が正しく守られる、それは当たり前なことだと思ひます。こういった公文書管理法等を含む行政内におけるこの公益通報の充実というのに関してどう思われるかが一点。

それから、もう一点、今回刑罰で担保される犯罪行為、それから過料により担保される法令違反行為、いわゆる行政措置までですけれども、今回の改正でこれを処分にまで広げる、これについてどう思われるか。二点、教えてください。

○参考人(田中巨君) ありがとうございます。通報対象事実につきまして、限定列挙方式を改めて、少なくとも罰則のある法令については、国民の利益保護の観点から重要性が高いわけですから、一般的に保護対象に含めることが適切ではないかと思ひます。

その上で、行政処分の対象になる行為とかや、行政機関における公文書管理等の、制度上罰則は用意されていなくても国民の利益の観点から重要性の高い規定についても範囲を広げる可能性がないか、検討する価値があると思ひます。

ただ、一点申し上げておきたいことは、公益通報者保護法は、この法律の要件に合致すれば、その通報した者を不利益に取り扱ってはならないことを明確にしたという意味があるにとどまるのであつて、この法律の要件に合致しなければ不利益取扱いをしていいんだということではないわけでありまして。この点が非常に重要であると思ひます。

例えばハラスメントとかですね、ハラスメントは行き過ぎれば当然刑法に反する行為になるわけですが、しかし、別にハラスメント自体が刑法にまでは違反しないとしても、ハラスメント被害を訴えた人を不利益に扱っていいはずがないわけですね。この辺は労働法による適切な保護が図られなければならないわけですね。



いない。その典型的な例で抜けていたのが、企業が要するに契約している外部通報窓口弁護士、この弁護士、外部通報窓口弁護士についての議論がなされていない。要するに、企業と関係ない。例えばオリンパスですと、オリンパスの内情を知らない弁護士に社員が内部通報、要するにコンプライアンス室は嫌だから、契約している弁護士へ通報した。じゃ、そのときにその弁護士はどうやって調査するかといったときに、いわゆる宛先、要するに問合せ先といったらコンプライアンス室か、やっぱり名前を、やっぱり我々従業員が知らないところでのコンタクトしれないわけであって、じゃ、その外部通報窓口の弁護士という方もやっぱり弁護士法とかいろんな守秘義務についているわけで、別の法律ですね、そういうところでのやっぱり外部弁護士、外部弁護士、これをやっているから企業はちゃんとやっているところにおいての一つの外部弁護士の考え方、これを、私から考えると、内部の調査を通報者情報を秘匿してできるということは常識ではちょっと考えられないので、そこは全部、何とい

いますか、認められるということになると、せっかく刑事罰付いても駄目ですから、そういう軸で外部通報弁護士、これは窓口担当者ですから、そこへの刑事罰の在り方、ここが抜けているので、ここはしっかりと附帯決議等で押さえておいていただければというふうに考えております。

以上です。

○伊藤孝恵君 今、外部弁護士の問題、それから権利回復のためには民事訴訟前提であるというその法律の瑕疵、御指摘いただきました。

最後に、拝師参考人にお伺いしたいんですが、今回の過失による通報者の特定情報の漏えいに対する刑事罰というのは規定されておりません。この点についての課題感、ちょっと時間がありませんで、端的にお願いたします。

○参考人(拝師徳彦君) 担当者個人の刑事罰にこの過失の場合を含めるかどうかについては、やはり今回の法律の運用状況を見ながらやらなければ

いけないと思っておりますが、事業者本体に対しては、やはり積極的に過失の場合にもペナルティーの対象にするということで考えていただければというふうに思っております。

○伊藤孝恵君 終わります。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。本日は、三人の参考人の方から貴重な御意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

まず、御三人の方々それぞれに質問させていただきたいと思えますが、内部通報という点に関してでございます。

今回の法改正では、内部通報の整備をきちっと義務付けておりまして、その実効性の確保のために行政処分を導入することとしております。さらに、通報者を特定させる情報の守秘をもう義務付けて、刑事罰の対象というふうにしております。先ほど来、皆さん、参考人の方々、評価すると、点数としては六十点と九十八点というふうにご

いましていただいております。

そこで、御三人の参考人に伺いたいことは、評価をされた上で様々な課題についても御指摘をいただきました。拝師参考人からは、例えば内部通報体制の整備ということで、ヘルプラインの形式的な導入ではなくて、実際に通報者が安心して通報できる体制、運用になっていくかどうか、それから情報の透明化を担保できるか、そういったことを御指摘いただきました。また、濱田参考人からは、いわゆる、先ほどもありましたけれども、守秘義務を、故意なのか過失なのかといった、そういった問題提起もしていただきました。

そこで、御三人に伺いたいのは、より広くこの内部通報をするために、この法案が成立した上で運用面で何かこういったことをしっかりとやるべきだということがございましたら、御所見を賜りたいと思えます。

○参考人(田中巨君) 運用面については、先ほども申し上げましたけれども、企業にとって真実で

ない情報が漏れることによつてその評判が低下して不利益を受けるということは避けなければなりませんけれども、通報が真実であり、企業が実際に法令違反を犯しているとするれば、もはやそれを秘匿することについては、法律上、保護に値する利益はないというこの原則を踏まえて様々な事務をする必要があると思えます。その辺りがはつきりしていないと、とにかく隠すという方向に行ってしまうのではないかと思います。

その点に関しては、やはり外部者の目のできるだけ入れるということであつて、内部だけで事を処理すると、どうしても自分の組織にとつて都合のいい判断になってしまうと思えます。この点は大企業と中小企業で少し状況は違つかもしれませんが、それはもちろん弁護士に相談するということは当然ではないかという気がしておりますので、できる限り適正な体制が取られるように期待したいと思います。

○参考人(拝師徳彦君) 運用面でどのような点に留意すればいいかという御質問だと思いますが、一点は、やはり運用全般にわたつて通報者保護という視点では非考えていただきたいということと、具体的な例が、先ほど申し上げた守秘義務の除外事由としての正当な理由を解釈する際には、いろんな幅があり得るんだと思いますが、やっぱりそこは通報者の立場に立つてかなり厳しく限定的に解釈するというのが一例です。

それから、法案の評価、先ほど御質問された方もいらつしやうと思つていますが、実は内部通報体制整備義務、これについては、具体的な中身がきちんと決まらなかつたかと思つていて、ま

まずはこの部分を実効的な形で定めていただくということになるかと思つてます。

その際にお願いは、従来、企業の側の方々、経済団体の方々、やっぱりどうしてもステレオタイプに、入れる入れないについての賛成反対、かなり懸念を示されて、反対ということで議論が膠

着したような場面も多々あつたかと思つていますが、やはり内部通報体制整備義務の指針を定めるに当たっては、よりリアルな形で、単純に漠然とした不安があるということではなくて、具体的な例えば事例を示しながら、このケースの場合にはこうなるから、やはりこういうふう

に定めた方がいいのではないかと、より建設的な形での指針の中身が入っていくのかなというふう

に思つております。

○参考人(濱田正晴君) まず、社内においての公益通報者保護法というその文字がなかなか出てこないんです。要するに、コンプライアンスという文字は出てくるんですけど、ですから、まさにこのいわゆる重大な公益通報者保護法、要するに公益通報窓口ということのそういう窓口と、あとは、コンプライアンスというところをしっかりと入ってきますから、そのところをしっかりと分けられると思つてます。今、全部、さつき私が申し上げたように幅が広い、要は公益通報者保護法とずれているところか、もう概念が全く違つてますよ。ですから、まずそこが一点です。

もう一つは、さつきの外部窓口の弁護士、これを務める資格ですね。要するに、調査方法も何も構築できていないまま企業と契約して受けるとなると、それはそれで問題だと思つて、やっぱりちゃんと、こうやって私は弁護士、外部窓口弁護士として、例えばA社との契約をしてやるというこの調査方法、これを弁護士自身が構築して、それをしっかりと従業員に伝える、それを表明するというようなことを義務付けるというふうなことが必要じゃないかというの

が二点目。

三点目が、要するに、漏えいしたことを推測されるというのと、現実的に私のように漏えいされたというのとはこれ全く違つてますよ。ですから、推測された、要するに、推測されるけどいいかというところまではいいんですけど、やっぱりその部分の、推測されて分かる可能性があるけど

それでもいいということ、だから大前提になっているんですね。今、ですから、そこについて、何とかな、推測されるのがやっぱりそれでも嫌だったら、それはもう通報はできないという、そういうようなことを明確にしていって、やっぱり未然にそのトラブルを防ぐというように、この推測と刑事罰との関係ですね、この辺をしっかりと定義付けして分けると。この三点であります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

田中参考人に伺いたいと思います。  
内部通報に関しては、環境整備ができたということで評価されているということでしたが、今回、外部通報の保護要件についても、当初緩和すべきかどうかいろいろ議論があったというふうに承知しておりますけれども、今回、外部通報の要件、保護要件が緩和されました。

そういう状況の中で、この内部通報と外部通報の在り方と申しますか役割と申しますか、そういったことについて、田中参考人の御所見を賜ればと思います。

○参考人(田中巨君) 内部通報と外部通報に関しまして、現行法は、内部通報については保護を最も広く認めて、それから行政通報、外部通報の順に今は厳しくしていっています。

それは、もちろん、通報が全て真実であるわけではなく、一部は真実であってもほかの部分で誇張されているとか、そういったことがあり得るわけで、その場合は、内部通報をしてもらえば、適宜調査し訂正するということができるかもしれないが、外部に行くほど情報が生のまま外部に公表されてしまつて企業が不当な被害を受けるといふ危険が高まります。そういう面で、その内部通報に最も保護を厚くするということが適切であると思います。

ただ、その上で、いささか従来内部通報に傾き過ぎていたのではないかと。根本的には、その虚偽とか誇張された通報と、真実違法であると、真実、企業において法令違反が起きているという情

報の区別を曖昧にして、漠然と企業にとつての利益ということを強調しますと、行政通報や外部通報について保護の範囲を非常に狭めてしまうということがあります。

先ほど拝師参考人が制度間競争ということをおっしゃいましたけど、その点は非常に重要だと思っております。外部通報がされるかもしれないということも、企業にとっては内部通報体制を整備しようというインセンティブを強める要因です。そういう意味でも、外部通報を必ずしも敵視するとか余りにも警戒するのではなく、外部通報の選択肢を残すことによつて、逆に内部通報体制を整備する動機を企業に持つてもらおうと、こういった視点も重要ではないかと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

次に、拝師参考人と濱田参考人、お二人にお伺いしたいと思います。公益通報者への支援ということでございます。

先ほど濱田参考人の方から、十年に及ぶ裁判を支えてくれたのは家族であり同僚でありというふうなお話がありました。また、拝師参考人、事前いただいた資料等読ませていただきました。行政からの、いわゆる公益通報者の被害者の会の紹介とか、あるいはメンタル相談窓口の設置というふうなことも記載がされておりました。

そういった中で、お二人に、この公益通報者への支援と、支援の在り方と、どういった支援が必要なのかということについて御所見を賜ればと思います。

○参考人(拝師徳彦君) ありがとうございます。

公益通報者の支援の在り方については様々なものが考えられると思いますが、正直申し上げて、現行法の状況ではほとんどないです。

先ほども申し上げたように、ほとんど民任せで当事者任せになっているところがある問題で、いろいろと、今御指摘ありましたような被害者の会を紹介するかメンタル窓口を設置するか、いろんなサポートの仕方はあると思います。それで、大きな支援方法として、金銭的な支援

というものをやっぱり考えるべきかなというふうにも思うんですけども、これがなかなか難しく、報酬制度みたいな形がいいのか、あるいは、そうすると韓国のように、申告の、通報のプロミみたいなのが出てきて逆に濫用されることにならないかとかという悩ましい問題があると思います。

ただし、現在の民事裁判で損害賠償請求をして、その範囲でだけ被害回復をするというのではやはり不十分で、例えば、本来認められる損害賠償の幅より広い幅で、行政の方が生活保障のような形で手当てをする、そのうち企業が本来払わなくてはいけない損害賠償については、行政が企業に請求していく等のいろんな工夫の仕方があり得るかなというふうに思いますので、ここについては、やはり次のステップに向けていろんな視点での検討をされるといいかなというふうに思っております。

○参考人(濱田正晴君) 私の視点は、まず私、京都、大阪、千葉、その公益弁護士会でも弁護士の皆様に実体験を講演しているというのがございまして、やっぱりそこで目に付くのは、弁護士の先生方も、やっぱり相談を受けると、一言この言葉、薄水を踏むような対応になると。これ、拝師先生いらつしやる千葉弁護士会での講演で弁護士が言われていたんですけど。結局、そういう事態の中でやっぱり通報者に支援とか協力といつても、もし何かあったらその人の生活を駄目にするということが、やっぱり相談される専門家の立場の考えだと思っております。

ですから、結論的に言うると、やっぱりそういう弁護士への支援金とか、要するに、例えば裁判になったら弁護士費用がやっぱり掛かるわけですよ。そのときにやっぱり弁護士の先生も、まあここいらつしやる人たちも、弁護士もやっぱり商売ですから、ただでやるわけにはいかないじゃないですか、やっぱり。そのときに、国から公益通報者に対しては一定の支援を行うというような制度というのは、やっぱりこれは一つの大きな支援になると思います。

ということで、いわゆる薄水を踏んでも、支援があれば、そういうことで裁判も受けて、安くやって受けてくれると、こんな感じじゃないですかね。

○熊野正士君 ありがとうございます。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文と申します。

今日は、三人の参考人の皆さん、どうもありがとうございます。

まず、ちよつと重複しますが、この私は通報対象事実の範囲の拡大について、法律家である二人の先生からまずお伺いしたいんですけれども、改正案では、過料の対象となる規則違反行為、つまり行政罰が、刑事罰だけじゃなくて加えられたわけですよ。まあこれ、一歩前進だとは思いますが、私、この法律の実効性を確保するためには、もっともつと拡大していかないとはいけません。

まず、例えば地方自治体の条例。これ、だから、法律だけじゃなくて、自治体の条例なんかも含めた法令でもこの過料が付いているものたくさんありますから、こういうものに拡大していてもいいんじゃないかということ、あと法律も列挙されていますけれども、先ほども質問もありましたが、今物すごくこの通報対象になりやすいのが各種税法ですよ。まず、それから補助金適正化法みたいなやつね。それと、昨今の、我々も反省しなきゃいけないんですが、政治家と官僚の不祥事に関係する、こういう不祥事を早く通報によって発見していくには、公文書管理法、それから国家公務員法、そして政治資金規正法、こういう法律もちゃんと列挙してあつたら、これは政治家も官僚もびびりますよ。抑止力働きますよ。だから、こういうふうなきちつと書くべき法律がまだほかにもあるんじゃないかと。

それと同時に、この法律を限定列挙するんじゃないかと。公益性の観点から、何というか、包括条項を置いてやるべきだという意見もありますが、こうした、まあとにかく私はもう少し対象範囲広

げないと実効性上がらぬと思うんですが、こうした意見に対しては、どんな感想というか御意見をお持ちでしょうか。まず、二人の先生に伺います。

○参考人(田中巨君) ありがとうございます。

私もこの法律を勉強していく中で、税法が入っていないとか、入っていない法律に明らかに重要なものがあるのを知って驚いた経験があります。

現在の体制ですと、なぜこれが入っていないのかということから法律の正当性についての疑義を生じさせるようなものになっているのではないかと、誰かの利益に反するから入っていないのではないかとといったような疑いをどうも生じざるを得ないものになっているのではないかと思います。

そういった面ですっきりと、つまり同等のペナルティーを科せられる法律は同等に扱おうと、まずそれを基本にいたしまして、まさに行政罰まで含めて入っているものは、全てその重さにおいて重要性が同じなのだから全て同等に扱う。この考え方ですると、条例であっても罰則のあるものについては入れるということだと思います。

現在の限定列挙方式は、それによって通報対象事実を明確にする役割が余りなくて、罰則があっても、更にそこで限定列挙のリストに入っているかどうかを確認しなければならぬので、むしろ明確性を害しているようなところもあると思っています。この点は是非御検討お願いしたいと思います。

その上で、国民の利益にとつて重要性の高いものについては罰則が入れるものがあるのではないかと、次の段階でそういう議論をすべきだと思えます。その点に関しては、やはり公的な機関は民間企業に比べてより高い倫理が求められるという観点から、公的機関に対してより厳しい形での立法をするということは正当性があるのではないかと考えております。

○参考人(律師徳彦君) 今御指摘ありました通報対象事実の範囲については、やはり現行法でかなり限定されているということは私も同感でございます。

まして、税法とか補助金適正化法等、重要な法案については広げていく必要があるだろうというふうに思っています。

先ほど田中参考人がおっしゃっていた視点で非常に重要だと思っているのは、一方で、現行法でいうと、例えば企業の内規についての通報であっても本来不利益取扱いはしてはならないし、それ自体いかぬということも現行法で広げればそれで済むということなんですか、あとは民事ルールで解決しなさいということなんですけど、行政罰であるとか、特に刑事罰を入れた場合が悩ましいなと思っております。例えば、条例一般が通報対象事実になりますと書いたときに、窓口担当者がそのときは気付いていなかったと、後になって実は条例に違反している内容が入っていたというような場合に、いきなり刑事罰の対象になってくるといふようなことだと予測可能性という意味でどうなのかという問題が生じてくると思えます。そうであれば、逆に言うところ、全部包括条項に入れてしまえばいいという議論もあり得るかと思うんですけれども、そこは、保護法益といえますか、刑事罰を科すまで保護するものが何なのかという議論をもう少し詰めてほしいなかなかと。

私は、消費者庁の検討会のときには、保護法益はそもそも、情報透明化というふうに言っていますけれども、公益通報者保護法、公益通報制度そのものが一つの社会的なインフラとして保護すべきものなので、それ自体の信頼性を揺るがすような行為については、それ自身が保護法益を侵害しているんだということで、個別の法律と通報者保護制度そのものを社会的に育てていくんだという観点とはちょっと別に考えなきゃいけないのかなというふうには思っています。その辺も議論としては踏まえた上で、是非広げる方向での今後議論をしていただきたいというふうに思っています。

○松沢成文君 ありがとうございます。ちょっと質問の質をがらっと変えますけれども、

も、今日、私、午前中の本会議で、この法案の本会議質疑で、実は麻生財務大臣に、森友問題で近畿財務局の元職員の方の赤木さんという方が自殺をされたら、そのことについて聞いたんです。できたらこれ、三人の先生方にコメントをいただきたいんですけれども。

赤木さんが自殺をした最大の原因というのは、多くは、内部告発したかったんだけど怖くてできない、だから死んで、まあ死んでというか自死して、そのときに遺書を残して、それを告発に代えたんだと思っております。本当に悲惨な事件だと思っております。これ、公文書の改ざんを強要されたわけですね。それも財務省の理財局長さん含めて。本当にすごいプレッシャーの中で彼は悩み抜いたんだけれども、内部告発する勇気がなかった、だから自死して遺書を残したということなんですね。

さあ、ここで、もし今回の法案がきちっと成立していたら、成立したら、守られると思つて、彼は勇気を持って内部告発をするでしょうか、したでしょうか。その辺り、特に濱田さんはもう実体験で、内部告発の難しさとその後の訴訟まで体験されたわけですから、私は、もしこの法案がもっと早く、二、三年早くできていけば、赤木さんのような犠牲を出さなくて済んだ、赤木さんはきちっと秘密が守られた中で内部告発をして、そして財務省の不祥事が暴かれたんではないかというふうには思つて残念でならないんです。三人の先生方はどうお考えになりますか。

○参考人(田中巨君) この法案は非常に大きな前進だと思いますが、あのように、どうしても告発ができない、死を選ぶような状況があるときに、この法案が通つたから一変するほどに進歩かといえ、残念ながら疑問もあると思います。現実問題として、確かに守秘義務があることを明確にし、担当者レベルでの罰則を科したというのは大きな前進かもしれませんが、肝腎な不利益取扱いは必らずしも科されていない中で、この改正法案の施行によってそれほど状況が一変するかなと言われれば、遺憾ながら疑問があると思えます。

これはもちろん法律だけでできることではない、社会の意識を変えていかなければならないことで、告発者の利益は守らなければならぬし、不正を隠すことは当然許されず、不利益取扱いをした者にこそ非があるということについて、誰もが当然であるというところを持っていかなければならないと思えます。法律案それ自体も重要ですが、社会の意識を変えるという点においても重要であると思っております。是非、これでゴールとなさらないで、さらにこの制度の改善のために御尽力いただきたいと願っております。

○参考人(律師徳彦君) 御指摘の案件について、私の方で詳細な事情、事実関係を把握しているわけではないので、あくまで感覚的な話ですけれども、一つは、本法は、一般の公務員、国家公務員等については不利益措置取扱いの禁止等の規定がそもそも適用除外にされているので、形式的には当たらない可能性があるのかなというふうには思いますが、それはあくとして、どうかということですが、やっぱり厳しいのかなと。

要するに、通報しようとする事実が重要、重要というのは、組織にとつて暴かれたくない度合いというのが高ければ高いほどやはり制裁も厳しいという関係にあると思うんです。ですので、その森友のような重要案件について、じゃ、組織的にどういう対応があるかということを考えたときに、じゃ、今度、内部通報体制整備義務を課しました、守秘義務を課しました、だから大丈夫ですと、こう判断されるかというところ、ちょっとそうは思えないかな。やはりさらに、申し上げたように、不利益措置、不利益取扱いはそのものに対する厳しい制裁というのを法律で定めておかないと、やはり事の重大性に鑑みるとちゅうちよしてしまふかなというふうな感覚を持っております。

○参考人(濱田正晴君) 今の御質問ですけど、私の経験上も含めて、こういう感じで話しているキャラですから、やっぱり国民それぞれいろいろな

性格の方々がいらつしやるので、一概にその方がどうという話ではなくて、まあ気の弱い方もいれば、面白い方もいれば、何だこれはというような人もいれば、そういう視点からすると、法律が変わったからといって、本人のやっぱり資質というところ、一般論ですけど、様々な方ということになると、じゃ、その方がこれ変わったからどうかというの、ちょっと私、その方、実際、事実上知りませんので、そういうことからすると、一般論としては、その個々の性格とか資質によるのかなという気がいたします。

それと、やっぱり私の経験上、そこを乗り越えて、やはりこの公益通報者保護法というところは、社会正義の実現と国民の権利利益、これを守るとい趣旨がありますから、そういう意味において、さっき、冒頭申し上げた、後ろに随行者としていらつしやいます佐藤先生の書かれていますことにあるように、やっぱりそういうことをやりたいたとなつたら、法律を勉強して、今回改正された、それで自分で闘う戦略を立てて、それで、いわゆるそういうことが、最低でもそういうことごとがやっぱり好きでないときませんね、これ。

要は、戦略に対して、やっぱり企業の経営戦略とか、そこに従っていくと、ここで売上げ、利益をこれだけ達成すると、やっぱり戦略という言葉は一般企業でもどこでもあるんですかね。ですから、やっぱりそこに対しての考え方とか、その辺を冷静にやっていくというような、そういう方々を前提とすると、今の御質問には、比較的やりやすくなるんじゃないかなということでございます。

○松沢成文君 終わります。

○大門実紀史君 参考人の皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。

参考人の皆さん、全て一歩前進、大きな前進という評価で、一番喜んでるのは消費者庁じゃないかと私は思いますけれども、確かに、環境整備、濱田参考人言われたように刑事罰という引締め効果、こういう効果はあると思うんですが、た

だ、私、国会で、具体的に言えばもう二十件以上、内部告発に基づく質問とか問題取り上げてきて、いろいろ、偽装請負とか保険金不払とかジャパンライフとか企業年金、そうした問題いろいろあるんですけど、二十七人の方の告発によって取り上げさせてもらって、その方々の顔が浮かぶわけですよ。ですから、私の物差しは一つで、そういう方々が今回の法改正で守られるかどうか、あるいは守られたであろうかということが、もうそのひとえなんです。

それでいくと、連絡取れる人何人かに聞くと、到底安心できる制度ではないというのが答えでありますので、もちろん消費者庁、ぎりぎり頑張ってきてくれたの分かるんですけど、やっぱりその当事者の立場、当事者の気持ちに、濱田さんみたいに強い方ばかりじゃないんで、まあみんな強いですよ、みんな気骨のあるすごい人なんです、闘い切れるかとかいろいろなことあるわけですね。

その物差しでこの問題を考える必要があるというふうにして質問したいと思いますが、まず、拝師参考人なんですけど、拝師さんとは、消費者庁つくる運動から長い間、長い付き合いなんですけど、今日は初めてちょっと意見が違ったというふうに思うんですね。

十四年間何もしなかったかと思うと一歩前進と。私は、十四年も掛けて半歩前進じゃないかと。何より残念なのは、今日も本会議で言ったんですけど、不利益扱いの行政措置が導入されなかったこと。あれが導入されなければ、私も、そうはいってもやっぱり大きな前進になるんじゃないかと思つたんですが、すっぱり抜け落ちて、あれが一番残念なことでありまして。

その点で具体的に拝師参考人にお聞きしたいのは、今日答弁があったんですけど、衆議院でもありました、なぜ今回見送られたかという、一つは体制上の問題と。これ、ちょっといろいろ問題あるんですけどね。

二つ目なんですけど、要するに、その不利益扱

いが報復によるものなのか、あるいは本人の責任、例えば本人の成績不良とか、それによって解雇とか降格がされたのか、報復されたのかと、この区別が難しいというようなことがあったんですけども。

私でいえば、秋田書店の問題というのを取り上げたんですけど、あれは、あれだけじゃなくて幾つか同じことはあるんですけど、企業内の不正をまずおかしと言っじやないですか、まず会社の中でね。そうすると、会社の経営側が冷遇するわけですね、いじめたりするわけですね、シカトするわけです。みんなややるわけですね。そうすると、精神的にちよつと追い詰められてきて、会社に行けなくなつて、仕事休んで欠勤という、長期欠勤になると。そうすると、会社側は、長期欠勤で勤務態度不良だということで解雇すると。こういうパターンなんです。

だから、これは過労死裁判、いじめによる過労死自殺とか、ああいうのと同じように、経過さえ調べれば、既に労働部局もやっていると私に分かる話なんです。だから難しくないと私は思つているし、当然労働部局がやるべき話だと思つてほしい、そういう点で拝師参考人のまず御意見を聞きたいというふうに思います。

○参考人(拝師徳彦君) まず申し上げたいのが、先ほど十四年掛かつてようやく一歩踏み出したと申し上げましたけれども、決してゴールだというふうには申し上げておりません、あくまで進んだという意味での一歩でございます。

そして、不利益取扱いに対する行政措置が今回入らなかつたことについては私も大変遺憾に思つております。その理由として、今、大門議員二点おっしゃられました。体制上の問題、それから事実認定が難しいということですかね、という二点なんですけれども、やはり私も、いずれもいかなものか、理由については思つております。

まず、体制上の問題については、これは本末転倒でして、やはり必要性があると、規制の必要性があるということであれば、それだけの人員体制

を補充してやるというのが行政の責務、あるいは政治の責務ではないかというふうに思つておりますので、これを理由にしてしまうと、もう国として成り立たなくなつてしまうのではないかなというふうにも思つております。必要性があるというふうにも判断している以上は、それに対応する体制を整えるべきだというのが本来の筋だと思つてます。

それから、その不利益取扱いが報復なのか本人によるものなのかの区別が難しいということですが、これも、確かに、単純に、消費者被害でこういうことについて書面を交付しなかつた、あるいは虚偽の説明をした等の案件に比べると、あるいはあるかもしれない。ただ、やはり民事裁判との違いは、行政側は立入調査等を通じて事業者側の情報がある程度入手することができます。

そういう意味での立証上の優位であるとか、あるいは、これはもう行政処分、行政権限全般に言えることですけども、民事裁判が一審、二審、三審と、最高裁まである、そういう緻密なかなり丁寧な司法の構造と行政の構造は元々違うわけですから、やはり行政は、行政権限を行使する以上は、自分たちの調査手法を使って情報を仕入れて、そこで行政なりの判断をするしかないと思つてほしい。これを放棄してしまうと、最後に裁判で負けるかもしれない、それは可能性としてはありますよ、手続が違うんだから、でも、そこをやっぱりちゅうちよして判断をしないという選択肢は、私はおかしいのではないかなというふうに思つております。

○大門実紀史君 田中参考人にも同じことを伺いたいんですけど、今回の一番のポイントが、そこが抜けていることではないかという質問が、その二つの理由を挙げてしまうと、これ五年後に解決されるような話じゃないかと思つておられるんですけど、その点も含めて、同じ質問ですけど、御意見いただければと思います。

○参考人(田中巨君) ありがとうございます。

その点は、拝師参考人の御意見が誠にもつとも

だと思ひまして、本来、必要性があれば行政は人員の整備を含めて必要な措置を講じるといふことが政府の責務であると思ひます。ちよつとそれ以上言ひようがないと思ひますか、これはもうやっていたらだかかないと思ひます。体制に関してはそれ以上申し上げられませんが。

事実認定につきましては、やはり行政は本来的に、今も拝師参考人がおつしやつたように優位な状況にありますので、これを本来的には生かすことが重要であると思ひます。

その上で、司法に行けばより緻密な裁判ということになりますから、判断が変わるといふことはあり得るわけですが、最終的に司法で負けたから行政がやるべきでないことをやつたということには直ちにはならないわけでありまして、その点からしても、重要な事件である場合は果敢に行政が必要な措置をとつていくと、その点が重要であると思ひます。

○大門実紀史君 濱田参考人に伺ひます。

集会でお話を伺つたことがございまして、もう本当、心から敬意を、長い間いでですね、すごい方だなというの、そういう印象でしたけど。

ただ、先ほどおつしやつた守秘義務、刑事罰、三十万円のところなんですけど、これもちよつと私の経験で申し訳ないんですけど、第一生命の保険金不払事件というのがございまして、そのときは、第一生命が初めて生命保険会社としては株の上場をしようといふことで、金融庁を挙げて大きな課題だったんですね。そのときに内部告発で、一方、保険金の不払を大量にやつていふといふのがあつて国会で取り上げていつたんですけど、そのときに、例えば、最初に、こんなことをやつていふと第一生命はおかしくなるといふて、善意で勇気を出して言つた人がやつぱり漏らされて、誰がそういうことを言つていふといふことになつて報復的な扱いを受けたんですが、それでもめげずに頑張られたんですけども。

あのときに刑事罰があつたとして、三十万円の罰金があつたとして、その第一生命の一社員です

よね、その担当者もですね、が、もうそういう、先ほどありましたけど、物すごい大きな、会社としての大きな使命を抱えたときに、この問題だけでその情報をそだけで取めるということがあり得ない場合も、そういう場合もあるんじゃないかと思ひます。

ですから、この守秘義務、刑事罰、おつしやつたように、もう非常に効果、引締り効果みたいなのがあつたと思ひますけど、現実的に言つて、オリンピックと東芝ともまた違ひますよね、企業によつていろいろ違つて、そのとき抱えていふ課題とかあつると、もちろん刑事罰を入れたといふその効果、いろんな効果は、波及効果はあるんですけど、実際問題、先ほどあつた、企業にとつて外部に漏れるのを防がなければいけない情報であればあるほど、その担当者は、あるときにはその刑事罰を受けてでも、あるいは受けられないように、いろんな手を使って経営トップにそういうことを漏らさない、大変なことになるといふような意識で、本当はそういうことをやるのかあつてマイナスなんですけど、そういうこともあり得るんです、私は、この守秘義務、三十万、刑事罰といふのは私も評価してはいるんですけど、万能ではないし、これによつて全て歯止めが掛けられるわけではない。やつぱり慎重に考えて、もつとほかのいろんな、先ほど言つた行政措置の問題もやる必要があるといふふうな捉えべきことで、これだけ余り評価するのはないかといふふうには見えてはいるんですけど、率直な、濱田さんの聞つてきた歴史も含めて、ちよつとコメントいただけたいと思ひます。

○参考人(濱田正晴君) 私、これまで内部通報に特化した話にかなり集中してきましたけど、なぜかといふと、一号通報、今回かなり改正されるという部分と、強化されると、必要性が重視されると、こういう意味で言つていふんですけど、今この話に関連しては、やつぱり外部通報といふところに関して、オリンピックは過去に粉飾決算、これ

やつておりました、社内ですそれを、いわゆるこれ

朝日新聞の取材によると、私は誰か知らないんですけど、私の闘いを参考に、それで外に告発したといふことであつた粉飾、これが分かつて、損失隠しといふことで、今は一新されておりますけど、そういう意味からすると、やはり三十万円の罰金とか、そういうところでは不十分であるといふのは、これは現実的には私、事実だと思ひます。

したがひまして、やはり、余りに一号通報を重視して、ステップを踏まなければ二号に行けないとか、そのところの話をやつぱり余りし過ぎると、要するに、一号通報に力を入れてやるんだぞといふところがかえつて二号通報を阻止する、三号通報を阻止するといふ形になるので、その部分においては大変危惧はしてはいます。

それで、結局、結論としては、確かに行政罰ぐらいは、不利益といふことが認定されたら、少なくとも裁判上で確定したら、これは行政罰を入れろといふ条項。要は、政府として、行政の方とかならずね、そちらとして、司法の仕事だから、こちらはそのことを判定できないといふんだつたら、最低でも司法で、そういうことになると、行政罰が不利益をした企業等に入りますよといふ条項がびしと要すると思ひます。それがない限り

は、おつしやるといふ、なかなか急激な変化と、いい方向の変化にはならない法律だと思ひます。繰り返すと、その中でも一歩前進といふことで、私は、私としては、まあよくやつたから、今後の課題も多くなつたなといふことで、関係の皆様には期待してはいるといふことです。

○大門実紀史君 終わります。

○浜田聡君 浜田聡です。所属政党はNHKから

国民を守る党、参議院会派はみんなの党です。よろしくお願ひいたします。

参考人の皆様には、お忙しい中お越しいただき、本当にありがとうございます。そして、委員の皆様にも、少数会派にも御配慮いただき、参事人質疑の機会設けていただきましたことを感謝しておりました。

三名の参考人の方々に、いづれの方にも質問させていただけようと思ひます。順番としては、濱田参考人、拝師参考人、田中参考人の順番に質問させていただきます。

質問に先立ちまして、本法案に関連することとして、我が党NHKから国民を守る党の党首である立花孝志の過去を少し紹介させていただきます。

二〇〇四年にこの公益通報者保護法が成立しました。その翌年である二〇〇五年の春に、NHK職員であつた立花孝志がNHKの裏金作りに関して週刊文春に内部告発をしたという過去があります。彼は、当時、NHKの編成部の経理職員でありまして、NHK職員の不正な行為を内部調査しているうちに、余りに腐り切つたNHK職員の実態を知るに至つて、どうしても黙つていふことができなくなつたといふことです。

その後、労働組合と相談するなどNHK内部で改革を訴えながらもそれはかなわず、二〇〇五年の七月に退職に追い込まれました。彼は心の病を患ひまして、一時は自殺も考えたといふことなんです。しかし、腐り切つたNHKを外部から改革することを心に誓つて行動を開始しました。政治団体を立ち上げ、地方選挙からこつこつ挑戦をしまして、その執念が実つて、昨年、参議院議員選挙で議席を獲得したといふ経緯があります。正直者がばかを見ない世の中にしたといふのが彼の口癖でして、今回の法案は、その実現のため非常に重要なものと位置付けておりました。

前置き長くなり、失礼しました。参考人の方に質問させていただきます。まずは、濱田参考人に質問です。

まず、内部通報訴訟経験者として本当に大変な思いをされたこと、敬意を表します。

質問内容としましては、産業医に関してなんです。あらかじめいただいた資料を見ますと、濱田さんが産業医からも不利益取扱いを受けたというふうな承知しております。勝手に変な診断をされて、労働安全衛生法で休職に追い込んで、しかも許可がないと復職できないという措置を受けたとのことで、産業医が会社側に付いて不利益取扱いをするということに関して問題があると感じました。

こういったこの産業医に関する問題について、改善案など御意見いただければと思います。

○参考人(濱田正晴君) まず、この産業医にしましては、様々な、いわゆるインターネットを含めてですね、事実と異なる部分が流れているというのがあります。ということで、産業医そのものが無理やり私をちよつと問題があるというふうにした事実はございません。

ただ、産業医の診断を受けるようにというのが、あの当時の、人事の方からも含めて、余りにそこにフォーカスしたので、ちよつとその部分に関してやっぱり私なりに勉強したところ、就業規則も見直してですね、そうすると、従業員を退職させるということでは、やはり心の病といえますか、そのところで休職の命令、それで、戻ってくる際には産業医の許可が要するという、このいわゆる全体的な、内部通報とか公益通報の関係だけじゃなくて、いろんな案件の中で、やっぱり企業に雇われている産業医ということで、英語で言うと、これ別にドクターというのは付かないんですよ、英語ではね。別のネーミングがあります。そういう意味で、やっぱり産業医そのもの、在り方の問題と、あとは就業規則というところを問題にする。しかし、今おっしゃるように、何かあったときですね、あったときに、可能性としては、産業医の診断が利用されるということは否定はできないというのがあります。

ですから、ここは私としては、やはり今後の、企業だけじゃなくて、いろいろな行政組織も含め

てですね、そこら辺の課題であるというふうに思っています。ただ、いろいろなそれにつつまわ問題が発生しているということは耳にしますけど、私のところで具体的に私が産業医から何か受けたという事実はありませんので、そういうことで、課題ということだと思います。

○浜田聡君 ありがとうございます。

それでは、拝読参考人にお聞きしたいと思います。

参考人の肩書を見せていただきますと、全国消費者行政オウチねつとの事務局長、あと弁護士をされているとあります。通報当事者の相談を数多く受けられてきたんじゃないかなと思うんですが、その中で最も印象に残っている事例、是非、この皆さんで共有したい事例というのがあればですね、守秘義務に反しない程度で教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(拝師徳彦君) 詳細にお話しすると、多分事業分野、事業者名とかかなり特定されてきますので、あくまでぼかした形で申し上げさせていただきますけれども、メーカーの、何と申しますか、国の基幹産業を担っているような大手のメーカーの下請の方の御相談で、本来の規格、上から発注されてくる規格と違う規格で製品を作って、要するに手抜きをして、それをそのまま上げて、どうも上も気付いているようなんだけど何も言わないんだと。そういう、メーカーですから、いろんな製品にその部品が使われて、何かあったらどうしようという深刻な御相談です。

それで、その方、いろいろ悩まれて、周りの人たち、上司ではなくて周りの方々とか、あるいは御家族にも相談されて、どうしようかということと弁護士のところにも相談に来られたということでした。それで、既にかなりいろいろと御夫婦でも御家族でも御相談をされて、やっぱり報復が怖いなどという前提で来られていましたので、いろんな制度等についても調べられて来られていたと思います。

先ほど申し上げたように、私としては、非常に

重要な問題だし、本来であればきちんと内部告発であったり行政の方に伝えるべきだろうということでお話しましたが、ただ、恐らく、下請です。で、そんなに大きな企業ではないので、仮に行政通報した場合であっても、ひよつとすると誰が通報したかがばれるかもしれないというリスクはやっぱりありますよ、その場合に、仮に解雇されるかその他の不利益措置を受けた場合には苦勞される可能性もありますよというふうな申し上げました。

最悪は、知っている調査報道等得意な記者の方もいらつしやるので、そちらの方も紹介しましよつかということでもやりましたけれども、最終的には、ですから、その後、もし告発をすれば続けられるということであれば再度来てくださいねということでお話をしましたが、その後、その方は私の方には連絡は取られませんでした。という案件です。

○浜田聡君 ありがとうございます。

答えにくいところを工夫しながらお答えいただき、どうもありがとうございます。

あと、田中参考人にお聞きします。先ほど申しましたが、二〇〇四年にこの公益通報者保護法が成立しました。その翌年に立花が内部告発をしたわけなんです、その立花が言うには、内部告発した当時、この法律が全く役に立たなかったと言っております。それから十六年たちまして、今回ようやく改正となりました。

参考人からは、今回、先ほどの話で、今回の法改正に対して評価をされる面であったり、今後の法案審議に期待することをお話聞かせいただきました。

一方で、ここではほかの法律にも目を向けたらと思うんですね。今回の法案の趣旨である公益通報者の保護をするために、この法律以外の法律、例えば先生御専門の商法であったり会社法などの改正をする必要があるかどうかについて御意見いただければと思います。

○参考人(田中巨君) そうですね、まず基本的に、会社法では取締役その他の役員は法令を遵守

して会社の経営をする義務を負っています。です。この法律で一定の会社に内部通報体制の整備が義務付けられた場合、それは、そのまま当てはまる会社の取締役は、内部通報体制の整備を義務付けられます。そして、そのような整備義務を怠ったことで会社に損害が生じた場合、それは多くの場合、取締役の義務違反に直結してくるといふことになります。ですので、そういう会社法の立て付けをみんな理解していることが重要で、役員に責任にかなりダイレクトにつながってくるものです。

もちろん、事業者に対して責任を負わせるということも重要ではありますけれども、会社というのは究極的には箱ですので、会社に責任を負わせれば、それは株主ですとか株主以外のステークホルダーの不利益になるわけですね。ですから、極端に言えば、それだけでは問題の解決にならないということもあります。

やはり、直接、例えば不利益取扱いをした役員とか、そもその話、法令違反について責任を負っている役員がいるとすれば、その人たちの責任が追及されるようにしなければなりません。現在の会社法は、そういうような形で責任を追及できるような形になっています。この法律がもっと使われるようになるということも重要ではないかと思えます。

○浜田聡君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○委員長(佐藤信秋君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、誠にありがとうございます。申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時十八分散会

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公益通報者保護法の一部を改正する法律案

公益通報者保護法の一部を改正する法律案  
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等（第三条―第十条）

第三章 事業者がとるべき措置等（第十一条―第十四条）

第四章 雑則（第十五条―第二十条）

第五章 罰則（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

第一条中「無効等」を「無効及び不利益な取扱いの禁止等」に、「措置」を「措置等」に、「かかわる」を「関わる」に改める。

第二条第一項中「労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる者に、その労働提供優先のいずれかに掲げる」を「当該各号に定める」に、「をいう。以下同じ。）」を「（以下「労働提供優先」という。）」に、「当該労働提供優先」を「当該労働提供優先に改め、」役員の下に「（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）」をいう。以下同じ。）」を加え、「労働提供優先等」を「労働提供優先等」に改め、「行政機関」の下に若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者（次条第二号及び第六条第二号において「行政機関等」という。）」を、「次条第三号」の下に「及び第六条第三号」を加え、同項各号を次のよう

に改める。

一 労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）」又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者が自ら使用し、又は当該通報の日前一年以内に自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）

二 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条において「労働者派遣法」という。第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第四条及び第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内に受けていた事業者

三 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前一年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

四 役員 次に掲げる事業者

イ 当該役員に職務を行わせる事業者

ロ イに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事する

るときにおける当該他の事業者

第二条第二項中「労働者」を「者」に改め、同条第三項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「個人」を「この法律及び個人」に、「かかわる」を「関わる」に、「次号」を「以下この項」に改め、「事実」の下に「又はこの法律及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実」を加える。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等

第三条中「公益通報者」を「労働者である公益通報者」に、「掲げる事業者」を「定める事業者 当該労働者を自ら使用するものに限る。第九条において同じ。）」に改め、同条第一号中「労働提供優先等」を「役務提供優先等」に改め、同条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じよう」として」と思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。次号ホにおいて同じ。）を提出する場合同号に次のように加える。

イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該通報対象事実の内容

ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとして」と思料する理由

ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

第三条第三号ホ中「又は身体に危害」を「若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。以下このへにおいて同じ。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。第六条第二号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）」を削り、「労働提供優先等」を「役務提供優先等」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「労働提供優先」を「役務提供優先」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

八 第一号に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合

第四条中「掲げる」を「定める」に、「事業者の」を「事業者（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。以下この条及び次条第二項において同じ。）の」に、「同項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第五条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、「減給」の下に「退職金の不支給」を加え、同条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二条第一項第四号に定める事業者（同号イに掲げる事業者に限る。次条及び第八条第四項において同じ。）は、その職務を行わせ、又は行わせていた公益通報者が次条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならない。

第十一条を第十四条とする。

第十条第一項中「公益通報者」を「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報者」に改め、「第三条第二号」の下に「及び第六条第二号」を加え、「行政機関」を「場合に」に改め、同条第二項中「前項の公益通報」を「第一項の公益通報」に、「前項を」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関（第二条第四項第一号に規定する職員を除く。）は、前項に規定する措置の適切な実施を図るため、第三条第二号及び第六条第二号に定める公益通報に「適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。」

第十条を第十三条とし、第九条を削る。

第八条中「第三条各号」の下に「及び第六条各号」を加え、「労働者」を「者」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の章名及び二条を加える。

第三章 事業者がとるべき措置等  
(事業者がとるべき措置)

第十一条 事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務(次条において「公益通報対応業務」という。)に従事する者(次条において「公益通報対応業務従事者」という。)を定めなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。

3 常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者者については、第一項中「定めなければならない」とあるのは「定められるように努めなければならない」と、前項中「とらなければならない」とあるのは「とるよう努めなければならない」とする。

4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項(これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(公益通報対応業務従事者の義務)

第二十三部 地方創生及び消費者問題に関する特別委員会会議録第九号 令和二年六月三日【参議院】

第十二条 公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がななく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

第七条中「一般職の国家公務員等の任命権者その他の」を削り、「掲げる」を「定める」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「前三条を」第三条から前条まで「に、」労働者又は派遣労働者を「第二条第一項各号に掲げる者」に改め、「法律及び法律に基づき命令をいう。第十条第一項において同じ。」を削り、同条第三項中「前条第一項を」第五条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

4 第六条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から役員を解任された者が当該事業者に対し解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる旨の他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(役員を解任された場合の損害賠償請求)

第六条 役員である公益通報者は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第四号に定める事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと史料する場合 当該役務提供先等に対する公益通報

二 次のいずれかに該当する場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報

イ 調査は正措置(善良な管理者と同一の注意をもつて行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう。次号イにおいて同じ。)をとることに努めたにも

かわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと信ずるに足りる相当の理由がある場合

口 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

三 次のいずれかに該当する場合 その者に対し通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ 調査は正措置をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(1) 前二号に定める公益通報をすれば解任、報酬の減額その他不利益な取扱いを受けるものと信ずるに足りる相当の理由がある場合

(2) 第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(3) 役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

口 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていたと信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(損害賠償の制限)

第七条 第二条第一項各号に定める事業者は、第

三条各号及び前条各号に定める公益通報によつて損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができない。

本則に次の二章を加える。

第四章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十五条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(関係行政機関への照会等)

第十七条 内閣総理大臣は、この法律の規定に基づき事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供)

第十八条 内閣総理大臣は、公益通報及び公益通報者の状況に関する情報その他その普及が公益通報者の保護及び公益通報の内容の活用による国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(権限の委任)

第十九条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(適用除外)

第二十条 第十五条及び第十六条の規定は、国及び地方公共団体に適用しない。

第五章 罰則

第二十一条 第十二条の規定に違反して同条に規定する事項を漏らした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の公益通報者保護法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行後にされる新法第二条第一項に規定する公益通報について適用し、この法律の施行前にされたこの法律による改正前の公益通報者保護法第二条第一項に規定する公益通報については、なお従前の例による。

第三条 内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、新法第十一条第四項から第七項までの規定の例により、事業者がとるべき措置に関する指針を定めることができる。

2 前項の規定により定められた指針は、この法律の施行の日において新法第十一条第四項の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方その他新法の規定について検討を加え、その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)  
第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「」に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」を削る。

第六条第二項第四号中「及び国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)を」「国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)及び公益通報者保護法」に改める。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字は修正)

附則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法第二条第一項に規定する公益通報をしたことを理由とする同条第二項に規定する公益通報者に対する不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方<sup>○及び裁判手続における請求の取扱い</sup>その他新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。